

7日、新商連と柏崎・十日町・魚沼の民商が政府と交渉！ 被災業者・商店街に対する商売再建・生活支援策を求める



新潟県商工団体連合会（新商連）と柏崎民商・十日町民商・魚沼民商は7日、中越沖地震・中越大震災による甚大な被害を受けた中小業者・商店街への抜本的な再建・支援策を求め、経済産業省・内閣府と交渉を行いました。交渉には、能登惣五郎新商連会長をはじめ25人が参加、柏崎民商はマイクロバスを仕立てて総勢18人が上京しました。交渉に先立って、県選出国會議員と衆・参災害対策特別委員長らに対する要請も行いました。日本共産党の高橋千鶴子衆院議員が参加者への激励に駆けつけてくれました。

経済産業省

融資相談では、きめ細かく、柔軟な対応をするように指導する！

商売再建に必要な災害対策融資のスムーズな実行を求める要望について、経済産業省の担当者は「特別相談窓口を創設して、条件変更など、きめ細かに相談に乗り、柔軟に対応するよう指導している」と回答しました。被災者らは「銀行の窓口では、『震災によって、家も全壊、商売もだめで収入もない。全部なくなったのにどうやって返すのか』と言われ、融資を断られた」「納税要件で借りられない。商売を再開できないのに税金は払えない。納税要件をなくすべきだ」「借金してでも商売を再開しよう」と被災業者は前向きに考えているが、現場では様々な条件をつけられて借りられない。国からの救済がなければ、被災地域の復興はない。震災から立ち上がろうとする業者に国の援助があっても良いのではないか」と、深刻な実態を告発し、具体的な対応策を強く求めました。

商店街の復興に対して、地元の要望や方向性にそって、支援したい！

被災した商店街への復興支援については、経済産業省は「アーケード補修やカラー舗装などに対し、様々なメニューを活用して商店街の再建を応援していきたい」と回答。参加者らは「商店は地域にとっては公共性を持っている。しかし、自力での再建は困難になっている。共同店舗の建設などへの支援が必要だ」と訴えると、担当者は、「商店街がどういう形で復興していくのか、地元住民の話し合いで方向性を決め、その要望に対して支援を行いたい」と述べ、「相談の内容によっては、共同店舗建設に対する補助ができるし、個店については、チャレンジショップなどのような『空き店舗』活用に対する支援と同様な支援が可能ではないか」と答えました。

内閣府

「被災者生活再建支援法」改正案で、被災住宅本体への直接補償！

内閣府では、担当者が、今国会で審議中の「被災者生活再建支援法」改正案の内容について説明し、『改正案』では、受給者が用途を自分で定めるということなので、結果的には、住宅の購入などに使われていくものと考えている」と住宅本体への直接補償に言及。また、年齢年収要件や用途制限が撤廃され、建て直しをしない被災住宅の解体・撤去費用にも充当できることが明らかとなりました。また、店舗兼住宅については、「住宅部分に着目して調査し、被災認定を行う」と述べ、積み上げ方式や用途制限の撤廃で、支援の対象に道を開きました。

参加者らは「中越沖地震では、地盤災害が深刻なのに、被災認定には地盤被害が加味されず、実態に合った認定となっていない。宅地の被害も認定のポイントに」「被災調査の『指針』には建物の水平的な傾きが考慮されていない。『指針』を直すか、現場での弾力的な運用を図ってほしい」などと要望しました。担当者は「今回の『改正案』では、敷地の被害で建物を解体せざるをえない場合は『全壊』扱いとなる」「被害の実態に合わせて弾力的に運用するよう伝えてある」と述べました。

中越大震災に続き中越沖地震とダブル被害を受けた業者は「大震災の再建期限が来年と言われているが、今回の地震でさらに被害が深刻。3年間ぐらいの適用期限の猶予がほしい」と、また、被害の大きかった地域の業者は「屋根が飛び、ぐしが壊れて、雨漏りしているが『一部損壊』の判定となり、一切の補助がない。お年寄りの多く、住宅の再建をあきらめている人もいる。『一部損壊』でも何らかの支援をしてほしい」と切実に訴えました。

